

ADB、6億ドルの「アジア津波信託基金」創設へ 被災国への資金供与に活用、他の国や機関にも基金拠出仰ぐ

〔フィリピン マニラ 1月28日〕 アジア開発銀行（ADB）は28日、2004年12月の津波災害で被災した国々向けに緊急の復旧や技術支援を行うため、6億ドルの資金規模の「アジア津波信託基金」を新たに創設する計画を発表した。

ADB 加盟国の承認を得て、この「アジア津波信託基金」は、二国間および多国間のドナー（資金提供者）の追加的な資金を活用して、無償資金の供与、それに返済条件が極度に緩やかな資金貸付けを行う。ADB は、その際、時間をかけず機敏にアクションを起こし、基金の資金が確実に被災国に届くようにする。

ADB の千野忠男総裁は「アジア津波信託基金は、6億ドルのプール資金であるとともに、緊急の復旧作業などに ADB と一緒にファイナンスすることを望む他のドナーからの追加的な資金提供を促すことを目的にしている」と述べると同時に、「われわれが優先させねばならないことは、支援を急いで、かつ効率的にし、かつ、すぐにも支援を求めている多くの人達に確実に支援が及ぶようにすることだ。この特別信託基金は、われわれがめざすゴールへの到達の手助けになるだろう」とも述べている。

今回の「信託基金」のための6億ドル資金は、1月6日にジャカルタで開催された ASEAN 首脳特別会議で、ADB が表明した当初の資金5億ドルに上乗せしたものになる。また ADB としては、津波災害への緊急対応のために、1億7500万ドルの資金を、既存のプロジェクト融資の組替えによって追加的に資金確保している。

「信託基金」は、津波災害の結果、必要になった緊急の復旧や再建のための資金に使われる。その場合、被災国や資金供出者、さらに ADB の多岐にわたるパートナーの国々との緊密な協力のもとに実施される。

ADB は、多くの国々や各種の基金、それに個人、その他の多種多様なドナーに対して「信託基金」への資金提供を仰ぐ。この「信託基金」は、ADB と協調して、ADB の事業のファイナンス手段として使われる。そして、「信託基金」は、資金支援を求める津波被災国の中央政府や地方政府、さらに中小企業にかかわる金融機関を対象にしている。

対象となる分野は、水道、衛生、電気、通信などの公共サービス、また道路、鉄道、港湾などのインフラストラクチャー、医療、教育、農業、漁業、住宅や環境被害を含めた生活環境の立て直しなど。

この信託基金で実施されるプロジェクトは、被災国、ADB、世界銀行、主要なドナー国が行っている共同需要予測調査にもとづいて計画される。

Media Inquiries Only

アジア開発銀行駐日代表事務所
牧野義司
Telephone: (090) 4936-9709
(03) 3504- 3160 (office)
Email: ymakino@adb.org

Electronic versions of ADB news releases

Online Media Center: <http://www.adb.org/media>
Internet site: <http://www.adb.org>

